

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する議論の整理（案）

昨年4月より、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートした。本検討会では、このような支援費制度が目指す理念を実現し、障害者（児）の地域生活支援の充実を図るための方策について、昨年5月以降、回に渡り検討を進めてきた。以下は本検討会における主な議論の整理である。

1 地域生活を支えるサービス体系の在り方

(1) 地域生活を支えるサービス体系（住・生活・活動等）の基本的な視点

- 障害種別にかかわらず、障害者が地域で暮らす上でのニーズは、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範な領域にわたるものであり、入所施設の在り方も含め、「地域生活」を軸にサービス体系全体を再検討することが重要である。
- 地域性や専門性等に応じて市町村域、障害保健福祉圏域、都道府県域ごとに、適切なサービスや障害種別を越えて総合的に相談支援を行う機能を重層的に整備することが必要である。
- 障害者の地域での暮らしを推進するため、入所施設の機能を地域に開放

するとともに、良^{りょうしつ}質^{ていきょう}なサービ^{うなが}スを提^{ひつよう}供^{ひつよう}することを促^{ひつよう}すよう、入所サー
ビスから地^{ちいきしえん}域^{ざいげんはいぶん}支^{みなお}援^{ひつよう}サービ^{ひつよう}スへの財^{ざいげんはいぶん}源^{みなお}配^{ひつよう}分^{ひつよう}の^{ひつよう}見^{ひつよう}直^{ひつよう}し^{ひつよう}が^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}である。

- 今^{こんぱん}般^{しょうがいしゃきほんほう}の障^{かいせい}害^ふ者^{とどうふけん}基^{しちょうそん}本^{しょうがいしゃきほん}法^{しょうがいしゃきほん}の改^{しょうがいしゃきほん}正^{しょうがいしゃきほん}を踏^{しょうがいしゃきほん}ま^{しょうがいしゃきほん}え、都^{とどうふけん}道^{しちょうそん}府^{しょうがいしゃきほん}県^{しょうがいしゃきほん}や市^{しちょうそん}町^{しょうがいしゃきほん}村^{しょうがいしゃきほん}の障^{しょうがいしゃきほん}害^{しょうがいしゃきほん}者^{しょうがいしゃきほん}基^{しょうがいしゃきほん}本^{しょうがいしゃきほん}法^{しょうがいしゃきほん}の改^{しょうがいしゃきほん}正^{しょうがいしゃきほん}を踏^{しょうがいしゃきほん}ま^{しょうがいしゃきほん}え、都^{とどうふけん}道^{しちょうそん}府^{しょうがいしゃきほん}県^{しょうがいしゃきほん}や市^{しちょうそん}町^{しょうがいしゃきほん}村^{しょうがいしゃきほん}の障^{しょうがいしゃきほん}害^{しょうがいしゃきほん}者^{しょうがいしゃきほん}基^{しょうがいしゃきほん}本^{しょうがいしゃきほん}法^{しょうがいしゃきほん}の改^{しょうがいしゃきほん}正^{しょうがいしゃきほん}を踏^{しょうがいしゃきほん}ま^{しょうがいしゃきほん}え、
- 計^{けいかくとう}画^{しょうがいしゃ}等^{ちいきせいかつしえん}に障^あ害^{かた}者^いの地^ち域^ち生^ち活^ち支^ち援^ちの在^ちり^ち方^ちにつ^ちいて^ち位^ち置^ちづ^ちけ^ちる^ちこ^ちと^ちが^ち必^ち要^ちである。

(2) 住^{じゅうきよしえん}居^{じゅうきよしえん}支^{じゅうきよしえん}援^{じゅうきよしえん}

- 入^{にゅうしよしせつ}所^{にゅうしよしせつ}施^{にゅうしよしせつ}設^{にゅうしよしせつ}や、グ^とル^{いこうさき}ー^{いこうさき}プ^{きぼう}ホ^{もの}ー^{もの}ム^{もの}等^{もの}か^{もの}ら^{もの}の^{もの}移^{もの}行^{もの}先^{もの}と^{もの}して^{もの}、希^{きぼう}望^{もの}す^{もの}る^{もの}者^{もの}に^{もの}は^{もの}、
民^{みんかん}間^{こうえいじゅうたく}ア^{あんしん}パ^くー^くト^くや公^{こうえいじゅうたく}営^{あんしん}住^く宅^くで安^{あんしん}心^くし^くて暮^くら^くす^くこ^くと^くで^くき^くる^くよ^くう^く、本^{ほんにん}人^{やめし}や家^{やめし}主^{やめし}
に^{たい}対^{きんきゅうじ}し^{たいおう}緊^{ちいき}急^{しえんたいせい}時^{けんとう}に^{けんとう}対^{けんとう}応^{けんとう}で^{けんとう}き^{けんとう}る^{けんとう}地^{けんとう}域^{けんとう}の^{けんとう}支^{けんとう}援^{けんとう}体^{けんとう}制^{けんとう}を^{けんとう}検^{けんとう}討^{けんとう}す^{けんとう}べ^{けんとう}き^{けんとう}で^{けんとう}あ^{けんとう}る^{けんとう}。
- 現^{げんこう}行^{げんこう}の^{げんこう}グ^{げんこう}ル^{げんこう}ー^{げんこう}プ^{げんこう}ホ^{げんこう}ー^{げんこう}ム^{げんこう}に^{げんこう}は^{げんこう}、身^{しんたいてきじりつ}体^{かのう}的^{けいど}自^{しょうがいしゃ}立^{しんたい}が^{しんたい}可^{しんたい}能^{しんたい}な^{しんたい}軽^{しんたい}度^{しんたい}の^{しんたい}障^{しんたい}害^{しんたい}者^{しんたい}か^{しんたい}ら^{しんたい}身^{しんたい}体^{しんたい}
介^{かいご}護^{ひつよう}が^{じゅうどしょうがいしゃ}必^{さまさま}要^{しょうがい}な^{しょうがい}重^{しょうがい}度^{しょうがい}障^{しょうがい}害^{しょうがい}者^{しょうがい}ま^くで^く、様^{しょうがい}々^くな^く障^く害^くレ^くベ^くル^くの^く障^く害^く者^くが^く暮^くら^くし^くて^く
い^{ひつよう}る^{ひつよう}。そ^{ひつよう}の^{ひつよう}た^{ひつよう}め^{ひつよう}、必^{ひつよう}要^{ひつよう}な^{ひつよう}サ^{ひつよう}ー^{ひつよう}ビ^{ひつよう}ス^{ひつよう}を^{ひつよう}提^{ひつよう}供^{ひつよう}で^{ひつよう}き^{ひつよう}る^{ひつよう}新^{あたら}し^{あたら}い^{あたら}の^{あたら}タ^{あたら}イ^{あたら}プ^{あたら}の^{あたら}グ^{あたら}ル^{あたら}ー^{あたら}プ^{あたら}
ホ^{あたら}ー^{あたら}ム^{あたら}の^{あたら}類^{あたら}型^{あたら}を^{あたら}検^{あたら}討^{あたら}す^{あたら}べ^{あたら}き^{あたら}で^{あたら}あ^{あたら}る^{あたら}。

(3) 居^{きょたくせいかつしえん}宅^{きょたくせいかつしえん}生^{きょたくせいかつしえん}活^{きょたくせいかつしえん}支^{きょたくせいかつしえん}援^{きょたくせいかつしえん}

① ホームヘルプサービス

- 支^{しえんひせいど}援^{しえんひせいど}費^{しえんひせいど}制^{しえんひせいど}度^{しえんひせいど}に^{しえんひせいど}お^{しえんひせいど}い^{しえんひせいど}て^{しえんひせいど}、ホ^{しょうがいしゃ}ー^{ちいき}ム^{ちいき}ヘ^{ちいき}ル^{ちいき}プ^{ちいき}サ^{ちいき}ー^{ちいき}ビ^{ちいき}ス^{ちいき}に^{ちいき}つ^{ちいき}い^{ちいき}て^{ちいき}は^{ちいき}、障^{しょうがいしゃ}害^{ちいき}者^{ちいき}が^{ちいき}地^{ちいき}域^{ちいき}で^{ちいき}
暮^くら^くす^くに^く当^あた^あつ^あて^あ重^{じゅうよう}要^{じゅうよう}な^{じゅうよう}サ^いー^いビ^いス^いで^いあ^いる^いこ^いと^い位^い置^いづ^いけ^いら^いれ^いる^い。

- 人口^{じんこう}あたり利用者^{りようしゃすう}数^{ひとり}や一人^{ひとり}あたりサービス^{りようりょう}利用量^{おお}が大きく増加^{ぞうか}しており、
 例えば、児童^{たと}ホームヘルプ^{じどう}サービスの利用量^{りようりょう}の増加^{ぞうか}については、デイサー
 ビス^{とう}等^{つか}がうまく使^{つか}えていないことが原因^{げんいん}であるという面^{めん}もある。このため、
 児童^{じどう}デイサービス^{ちゆうこうせい}について中高生^{りよう}の利用^{みと}を認^{とう}める等の規制^{きせい}緩和^{かんわ}を検討^{けんとう}す
 るなど、ホームヘルプ^たサービスと他のサービス^たとの適切^{てきせつ}で効果^{こうか}的な役割^{やくわり}
 分担^{ぶんたん}を可能^{かのう}とすることが必要^{ひつよう}である。
- ホームヘルプ^{りようりょう}サービスの利用量^{りようりょう}については、現在^{げんざい}、市町村^{しちやうそんかん}間に大きな地域^{おほ}
 格差^{ちいき}があることから、他のサービス^たとの役割^{やくわり}分担^{ぶんたん}の見直し^{みなお}や国^{くに}、都道府県^{とどうふけん}
 の適切^{てきせつ}な支援^{しえん}により、サービスの底上げ^{そこあ}を図^{はか}る必要^{ひつよう}がある。

②ガイドヘルプサービス

- ガイドヘルプ^{はんい}サービスの範囲^{はんい}については、サービス^{ていきょう}提供^{こうへいせい}の公平性^{しゃかい}や社会^{しゃかい}
 通念^{つうねん}上の相当性^{じやうじやうせい}を十分^{じゅうぶん}に踏^ふまえた上で、検討^{けんとう}すべきである。
- ガイドヘルプ^{たんか}サービスの単価^{たんか}については、身体^{しんたい}介護^{かいご}の有無^{うむ}で大きな単価^{たんか}差^さ
 があるが、有無^{うむ}の基準^{きじゆん}が明確^{めいかく}ではないという意見^{いけん}もあるため、区分^{くぶん}の是非^{ぜひ}
 も含^{ふく}め、その在^あり方^{かた}の見直し^{みなお}及び長時間^{およ}利用^{ちやうじかんりよう}に係^{かか}る加算^{かさん}単価^{たんか}の見直し^{みなお}を
 検討^{けんとう}すべきである。
- 事前^{じぜん}に支給^{しきゆう}決定^{けつてい}が必要な^{ひつよう}支援^{しえん}費^{ひせい}制度^どによるガイドヘルプ^{たんか}サービスでは、

視覚障害者等のあらかじめ予期できないニーズに臨機応変に対応できない面があることを踏まえ、社会参加を支援する事業者の活用などにより、このようなニーズにも柔軟に対応できる仕組みへの移行の在り方を検討すべきである。

③ 視覚・聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援

- ノーマライゼーションの理念の下、生活のあらゆる場面で、情報・コミュニケーションが保障されることが重要であり、対人サービスとしての福祉施策での取り組みにとどまらず、あらゆる公的分野をはじめ、民間を含めた取り組みが期待される。
- 情報・コミュニケーション支援については、就労・就学・在宅での支援を一層推進すべきであり、視覚・聴覚障害者に対する手話、音訳、点訳、代筆、代読等の拡充と、支援を行う人材の育成・確保が重要である。
- 情報・コミュニケーション支援にあっては、技術革新により、利便性が飛躍的に向上する可能性と、その反面、障害者に情報格差が生じるおそれがあり、情報化・電子化の進展に伴い、支援の内容を絶えず更新していく工夫とともに、ユーザー自身の力を育てることが必要である。

(3) 就労支援

- 障害者が、社会を支える一員となり、誇りを持って生きていけるようにすることは非常に重要であり、障害者が働くことを、行政の力のみならず、障害者の就労支援を行う事業者と企業の協働により支援する仕組みを検討すべきである。

- 授産施設等から企業等での就労が可能となるよう、地域における就業支援機能の一層の充実、企業等へ就労した場合のジョブコーチ等による継続的支援、離職した後の再訓練など一連の就業支援システムの構築について検討すべきである。

- 障害者の多様な働き方の一つとして、在宅就業を活用することが重要であり、このため、障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成や、支援等の充実を図ることが必要である。

- 障害者がホームヘルパーの資格を取得し、働くための支援など、障害当事者をエンパワーメントする施策の充実について検討すべきである。

2 サービスを適切に供給するシステムの在り方

(1) ケアマネジメントの必要性

- 地域生活を総合的に支援するためには、本人のニーズを的確に把握し適切

なサービスを^{ていきよう}提供し、また^{こうかてき}効果的な^{しゃかいしげん}社会資源の^{かいはつ}開発などサービス^{きばん}基盤の
充^{じゅうじつ}実を^{うなが}促すシステムとして、ケアマネジメントの^{せいどか}制度化を^{けんとう}検討すべきで
ある。

- ^{しょうがいしゃ}障害者の^{ばあい}場合、ケアマネジメントの^{はんい}範囲としては、^{じゅうてんてき}重点的に^{かいご}介護を^{ひつよう}必要
とする^{こうれいしゃ}高齢者と^{こと}異なり、^{しえんひとう}支援費等の^{こうてき}公的サービスの^{しゅうろう}のみならず、^{しゅうろう}就労など
の^{ひろ}広い^{ぶんや}分野を^{たいしやう}対象とするため、その^{せんもんせい}専門性を^{せいどてき}制度的に^{たんぱ}担保する^{しく}仕組みに
ついて、^{じんざいいくせい}人材育成も^{ふく}含め^{けんとう}検討すべきである。

- ^{しえんひとう}支援費等の^{こうてき}公的サービスだけではなく、^{とう}ボランティア等の^{ちいき}地域における
^{ひこうてき}非公的サービスの^{りやうしゃ}両者が^{くるま}車の^{りやうりん}両輪となって、^{しょうがいしゃ}障害者の^{せいかつ}生活を^{ささ}支える
ケアマネジメントが^{ひつよう}必要である。

- ^{とくてい}特定の^{しせつとう}施設等に^{かたよ}偏ることなく、^{ちいき}地域の^{しげん}資源を^{こうせい}公正にマネジメントできる
よう、ケアマネジメントについて^{こうせいせい}公正性・^{ちゅうりつせい}中立性を^{しく}チェックする^{しく}仕組み
が^{ひつよう}必要である。

- ^{しょうがいしゃみずか}障害者自らがケアマネジメントする方が^{ほう}適切である^{てきせつ}場合もあることか
ら、セルフケアマネジメントができる^{しく}仕組みも^{どうにゆう}導入すべきである。

(2) ^{けんりようごとう}権利擁護等の^あ在り方^{かた}について

- ^{しょうがいしゃ}障害者の^{ちいき}地域での^く暮らしを^{しえん}支援するため、^{ちいき}地域で^く暮らす^{しょうがいしゃ}障害者の^{けんり}権利

擁護を必要とするケースや、その解決方策等の知識の普及を図るとともに、

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの事業について一層の利用の

促進を図るための方策を検討する。

3 サービス供給を支える基盤の在り方

(1) 人材の育成・確保について

- 支援費制度の事業者については、今後の更なるサービス利用に応えるため、

参入促進が必要である一方、事業者が質と効率性の向上を図るために

は、そのサービスの質と効率性を適切に評価する仕組みの強化を検討すべきである。

- 高齢者のサービスにはないガイドヘルプ、日常生活支援などは、地域に

よっては不足しているが、専門性の必要な分野とそうでない分野を分け

た上で、公費である支援費の支給先としての透明性を確保しつつ、多様な

主体によるサービスの提供や多様な支払方式も検討すべきである。

(2) 財源・利用者負担等の在り方

- 支援やサービスの充実は重要であるが、一方、資源は有限であるため、

どのような支援が障害者には必要で、そのためにはどれくらい費用が

必要なのかについて、国民が納得し得る社会的合意が必要である。

- ^{しえんひせいど} 支援費制度については、^{うんえいじょうたい} その運営状態を ^{じゅうぶん} 十分踏まえた上で、^{うえ} 利用条件や ^{たんかせってい} 単価設定を見直し、^{みなお} より ^{こうりつてき} 効率的にサービスが ^{ていきょう} 提供できる ^{しく} 仕組みを検討すべきである。
- ^{うえ} その上で国は ^{くに} 国庫補助金の ^{こっこほじょきん} 所要額の ^{しょうがく} 確保に ^{かくほ} 最大限努力すべきである。
- ^{りようしゃふたん} 利用者負担については、^{せいじんしょうがいしゃ} 成人障害者の ^{ふようぎむしゃふたん} 扶養義務者負担の ^{みなお} 見直しを含め、^{りようしゃほんにん} 利用者本人を ^{ちゅうしん} 中心とするものへの ^{へんこう} 変更を検討する一方で、^{けんとう} 負担能力に ^{いっぽう} 一方で、^{ふたんのうりょく} 負担能力に ^{はいりょ} も配慮しつつ、^{しせつにゆうしょ} 施設入所の場合と ^{ばあい} 地域で ^{ちいき} 暮らす場合の ^く 負担の ^{ばあい} バランスや ^{ふたん} 受け ^う けたサービスの ^{りょう} 量との ^ふ バランスを ^{てきせい} 踏まえた ^{ふたん} 適正な負担の ^あ 在り方 ^{かた} を ^{けんとう} 検討すべきである。